

グループ経営重視の考え方

はじめに

平成17年6月に会社法が成立し、企業会計の分野では、リース取引に係る会計基準(平成5年6月)、連結財務諸表制度の見直し(平成9年6月)から始まったといわれる会計ビッグバンにより新会計基準が多く制定されている。例えば、研究開発費等に係る会計基準(平成10年3月)、退職給付に係る会計基準(平成10年6月)、税効果に係る会計基準(平成10年10月)、金融商品に係る会計基準(平成11年1月)、固定資産の減損に係る会計基準(平成14年8月)、企業結合に係る会計基準(平成15年10月)等がこれに該当する。

わが国では、商法・会計・税法のトライアングル体制があるといわれているが、このような会社法の改正、企業会計の進展等が税法にどのような影響を与えるのかという問題は今後多角的に検討を要する事項であろう。

1 国際会計基準の動向

わが国の企業会計は、戦後長期間にわたり企業会計原則を中心に推移してきたが、1996年、当時の橋本首相が金融ビッグバンを提唱した。この金融ビッグバンとは、金融市場の大改革のことであり、フリー(自由な市場)、フェア(透明で信頼できる市場)、グローバル(国際的な市

場)な市場になるように当時閉鎖的だった日本の金融市場の構造を改革して、2001年までにニューヨーク、ロンドンなみの国際金融市場に再生することをねらったものである。

会計ビッグバンは、金融ビッグバン等を通じて活性化された資本市場において資金調達等を行う企業が、グローバル・スタンダードに基づいた透明度の高い、比較可能な財務諸表の開示を要求されたことに基因したものである。具体的には、わが国の会計基準が国際会計基準等と同じ方向に向かって改訂されたことである。

1973年からスタートした国際会計基準は、1988年の証券監督者国際機構の支持以降、多くの関心が集まるようになり、国際会計基準委員会は、1993年に証券監督者国際機構から示されたコア・スタンダード(会計基準の核となる項目)を1998年に完成させている。

1980年代後半に至るまで国際会計基準に非協力的であった米国財務会計基準審議会(FASB)は、エンロン事件等による会計基準見直しの影響等もあって、2002年9月に米国コネチカット州のノーウォーク(Norwalk)において合同会議を開催して、国際会計基準審議会と米国財務会計基準審議会が国際的な会計基準についてコンバージェンス(convergence: 収斂)することで合意している(ノーウォーク合意)。

また、EUがEU域内の上場企業に国際会計

Topics of International Taxation

基準を強制することにしたが、この場合、国際的に認められた基準と同等な会計基準の使用を認め、同等でない会計基準は2007年1月1日以後使用が認められることになった。この2007年問題に向けて、日本の会計基準を国際会計基準に対してコンバージェンスする必要等が生じている。

わが国が個別財務諸表に代えて連結財務諸表を義務付けたこと及びその他の新会計基準を制定した背景には、このようなグローバル・スタンダードを採用せざるを得ない事情が存在したのである。

2 グループ経営の重視

日本では、昭和50年6月に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表の制度化に関する意見書」に基づいて昭和52年4月以降に開始する事業年度から導入されたが、当時は、個別財務諸表が主体であり、連結財務諸表は添付書類であった。

平成9年6月に企業会計審議会が「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表し、平成12年3月期決算から連結財務諸表主体に切り替わっている。また、同時に、前掲の見直し意見書において、連結財務諸表上、税効果会計の適用が強制されるようになった。

税務の問題としては、連結財務諸表の制度化により、企業のグループ経営の意識が強くなり、また、税効果会計が強制されたことに伴い、コストとしての税の意識もこれまで以上に高まったということができる。したがって、単独で財務諸表を作成していた時期には、例えば、日本

の親会社の利益を重視し、外国子会社等から利益を還流させるという方式をとる企業もあったが、グループ経営では、税もコストと考え、この税コストの削減という観点から資金の動きを図るという思考が台頭しつつあるといえる。

平成14年度税制改正により導入された連結納税制度は、その適用範囲が内国法人に限定され内国法人によるグループの課税問題であることから、連結財務諸表とは連結グループの範囲を異にするが、この制度も、純粋持株会社の設立を認めた独禁法改正以降、一連の企業を取り巻く規制緩和の一環であるが、連結財務諸表とは直接的な関連はない。なお、税務では、平成13年度税制改正による企業組織再編税制等が整備され、国内においては、企業グループという組織再編の制度的基盤は整備されている。

したがって、日本親会社、外国子会社の場合、連結財務諸表上は連結グループということになるが、税務上では、この2社が連結法人とはならないことから、日本親会社と外国子会社の損益の通算ということはできないことになる。そこで、税務上、親子間の移転価格について、グループ全体としての税コスト削減の観点から最適な価格設定の問題が生じることになる。

このように、一見、関係が乏しいと思われる国際会計基準、日本の新会計基準と法人税法は、企業経営という一点でつながっているといふことがいえる。

中央大学商学部教授

矢内 一好